

## 住宅改修が必要な理由書（記入のポイント）

## 1 被保険者

被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9	被保険者氏名	改修 花子
被保険者住所	横浜市中区本町6丁目50番地の10		電話番号 045-664-2525
生年月日	昭和15年8月1日	要介護度 (該当に○)	要支援1・2・要介護1・2・③・4・5 要支援(経過的要介護)

## 2 理由書作成者

事業所番号	1400000000	居宅介護支援 事業所名	〇〇〇〇〇センター
事業所所在地	横浜市中区〇〇町〇丁目〇番〇号		電話番号 045-〇〇〇-9999
介護支援専門 員氏名	港 未来	作成年月日	令和8年5月31日

工事内容事前確認日	令和8年5月30日
-----------	-----------

## 3 住宅改修が必要である理由

## ①被保険者の身体状況

○傷病名等や生活動作に関する身体状況、屋内・屋外での移動方法など、住宅改修が必要とされる身体状況を具体的に記入

(例)

脳梗塞による後遺症のため、左半身に麻痺がある。このため、外出は車いすを使用。屋内においては杖を使っているが、起き上がりや立ち上がりにはつかまるものが必要。また、少しの段差であつてもつまずくなど段差の昇降に不安がある。

## ②被保険者の住宅の状況及び困難な生活動作

○被保険者の住宅において、日常生活や介護を行う上での支障を具体的に記入

(例)

玄関に段差(30cm)があり、介助がないと昇降できない。  
便座への座位はつかまるものがないため、一人で立ち上がりなどの動作が困難。  
浴槽の縁高が高く介助がないと跨げない。等

## ③住宅改修の目的及び効果

○住宅改修を行う目的とそれにより見込まれる効果について具体的に記入

(例)

玄関の段差解消のためにスロープを設置すれば車いすでの移動が自力で行えるようになる。  
便所に手すりを設置し、汽車便を洋式トイレに変更すれば一人で便座からの立ち上がりができるようになる。  
浴槽を浅いものに取替え、バスボードを併用して、一人で浴槽への出入りが出来るようになる。

## 4 住宅改修の内容

- 手すりの設置(トイレ 縦てすり1箇所)
- 段差の解消(玄関の上がり框に踏み台(床面に固定)、玄関外にスロープ設置、浅い浴槽へ取替え)
- 引き戸等への扉の取替え
- 洋式便器等への便器の取替え(汽車便を洋式トイレに変更)
- 滑り防止等のための床材の変更
- その他(手すりの取り付けのための壁の下地補強)

※住宅改修費は、現に居住する住宅について行われ、かつ、被保険者の心身の状況や住宅の状況などを勘案して必要と認められる場合に限り支給されます。

(介護保険法施行規則第74条及び第93条)